

入間市税条例及び入間市都市計画税条例改正要旨

〔 個人市民税 〕

＜入間市税条例第 36 条の 3 の 2、第 36 条の 3 の 3、第 53 条の 9＞

◆ 扶養親族申告書、退職所得申告書の電子提出に係る税務署長の承認の廃止

- 給与所得者の扶養親族申告書、公的年金等受給者の扶養親族申告書、退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により支払者に提出する場合に必要なだった、税務署長の事前承認が不要となるものです。

＜入間市税条例附則第 25 条＞

◆ 新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例

- 所得税の住宅借入金等特別税額控除の控除期間を 13 年間とする特例の適用期限が 2 年間延長されることに伴い、その対象者についても、適用年の各年において、所得税額から控除しきれない額を、控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除するものです。なお、この措置による減収分は全額国費から補填されるものです。

【現行】

適用期限： 令和 15 年度まで

居住年月： 令和 2 年 12 月まで

【改正後】

⇒ 令和 17 年度まで

⇒ 令和 4 年 12 月まで

〔 固定資産税及び都市計画税 〕

＜入間市税条例附則第 11 条から第 13 条の 3、第 14 条、第 15 条、入間市都市計画税条例附則第 2 項から第 7 項、第 9 項、第 10 項、第 14 項＞

◆ 固定資産税（土地）の課税の特例に関する適用期間の延長

- 宅地等及び農地の負担調整措置については、令和 3 年度から令和 5 年度までの間、据置年度において価格の下落修正を行う措置を含め、現行の負担調整措置の仕組みを継続するものです。
- その上で、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、令和 3 年度に限り、負担調整措置により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置を講じるものです。

※ 都市計画税も同様。

〔 軽自動車税 〕

＜入間市税条例第 8 1 条の 4＞

◆ 軽自動車税環境性能割の税率区分の見直し

- 軽減対象車の割合を現行と同水準としつつ、新たな 2030 年度燃費基準の下で税率区分を見直すものです。

＜入間市税条例附則第 1 5 条の 2 の 2＞

◆ 軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長

- 軽自動車税環境性能割の税率を 1 %分軽減する特例措置の適用期限を 9 月延長し、令和 3 年 1 2 月 3 1 日までに取得したものを対象とするものです。

＜入間市税条例附則第 1 6 条＞

◆ 軽自動車税種別割の税率のグリーン化特例の見直しと延長

- 軽自動車税種別割のグリーン化特例（軽課）は、より燃費性能の高い方へ重点化を行った上で、令和 4 年度、令和 5 年度課税分まで 2 年間延長するものです。

〔 その他 〕

＜入間市税条例第 5 3 条の 8、入間市税条例附則第 1 0 条の 2、第 1 5 条の 2 の 3、第 1 6 条の 2、入間市都市計画税条例附則第 1 3 項＞

◆ 地方税法の改正に伴う条文の整備及び引用条項の改正